

14 狩猟税

(単位 円、件)

区分	税率	調定額				
		税額	件数			
法第700条の52第1項	銃器	所得割額の納付を要する者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500 × 1/2	1,107,000	135
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500 × 1/2	2,164,800	264
			上記に該当しないもの	16,500	12,210,000	740
		所得割額の納付を要しない者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000 × 1/2	-	-
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000 × 1/2	5,500	1
			上記に該当しないもの	11,000	77,000	7
	網・わな	所得割額の納付を要する者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200 × 1/2	98,400	24
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200 × 1/2	192,700	47
			上記に該当しないもの	8,200	697,000	85
		所得割額の納付を要しない者	法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500 × 1/2	-	-
			法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500 × 1/2	-	-
			上記に該当しないもの	5,500	-	-
空気銃	法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500 × 1/2	18,900	7		
	法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500 × 1/2	10,800	4		
	上記に該当しないもの	5,500	467,500	85		
合計			17,049,600	1,399		